

税金から差し引かれる金額

配当控除 配当所得に対して市民税1.6%、県民税1.2%控除されます。(課税所得金額が1,000万円を超える場合、私募証券投資信託等については別計算になります。)

寄附金税額控除 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.790%
330万円超 695万円以下	69.580%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%

上場株式等の配当等に関する課税関係一覧

	確定申告をする	
	総合課税を選択	申告分離課税を選択
借入金利子の控除	あり	あり
税率	所得税 累進税率 地方税 比例税率	所得税 15.315% 地方税 5%
配当控除	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる

納める税金の計算

市民税・県民税の所得割額は次の図式によって計算されます。それに市民税3,000円、県民税1,500円の均等割額に国税1,000円を加えた金額が令和6年度に納付いただく金額です。

◎あいち森と緑づくり税(県民税均等割)

県民税均等割のうち、500円はあいち森と緑づくり税です。

◎森林環境税(国税)

令和6年度から個人住民税均等割に併せて、一人年額1,000円を負担していただくものになります。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{市税率}} - \boxed{\text{市税額控除額等}} \\ \boxed{\text{県税率}} - \boxed{\text{県税額控除額等}} \end{array} = \boxed{\text{市民税所得割}} + \boxed{\text{市民税均等割}} \rightarrow \text{市民税} \\
 \phantom{\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}} \times} + \boxed{\text{森林環境税}} \rightarrow \text{国税}
 \end{array}$$

市民税・県民税所得割の税率(速算表)

市民税		県民税		区分	分離譲渡所得	
課税総所得金額	税率	課税総所得金額	税率		市民税	県民税
一律	6%	一律	4%	一 譲渡所得短期金額	課税短期譲渡所得金額 × 5.4%	課税短期譲渡所得金額 × 3.6%
課税所得金額に1,000円未満の端数があるとき、税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額によります。					一 譲渡所得長期金額	課税短期譲渡所得金額 × 3%
有価証券譲渡所得						
3%		2%				

令和6年度 市民税・県民税申告書の手引き



あま市役所 総務部 税務課

日頃はあま市の税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市県民税・森林環境税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。この手引きをご覧いただき、市民税・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。この手引きは、市県民税・森林環境税に関する概略を載せています。ご不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

1 申告をしなければならない方

令和6年1月1日現在、あま市内にお住まいの方で、令和5年中に所得があった方は、市民税・県民税申告書を提出してください。

ただし、次に該当する方は申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をした方
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先からあま市へ給与支払報告書が提出されている方
- (3) 公的年金収入のみの方で、次のいずれかに該当する方

- ・昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金等収入の合計額が98万円以下の方
- ・昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等収入の合計額が148万円以下の方
- ※ 令和5年中の所得が給与又は公的年金等のみの方で、新たに医療費控除、生命保険料控除、扶養控除などの所得控除を受けようとする方は申告してください。
- ※ 令和5年中に所得がなかった方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみであった方は、申告の義務はありません。しかし、所得証明書等の交付や国民年金保険等の算定など各種制度において申告が必要な場合がありますので、必要に応じて申告してください。
- ※ 公的年金所得者で、公的年金等の収入額が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である方は申告してください。

2 申告期限

令和6年3月15日(金)

- ※ **市の確定申告受付期間中(令和6年2月16日から令和6年3月15日までの午前8時30分から午後4時)は市民税・県民税の申告会場を市役所2階D会議室に設けております。**
- ※ **電話での予約及び土、日、祝日は受付いたしません。**

3 申告に必要なもの

(1) 市民税・県民税申告書

あま市公式ウェブサイト上にある「市民税・県民税申告書作成支援システム」から申告書を作成・印刷できます。白紙の用紙も「申請書ダウンロード」にあります。

(2) 令和5年中の収入や必要経費などが分かるもの

- ・給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・収支計算書や帳簿類等

(3) 各種控除に必要な領収書、証明書など

- ・社会保険料控除・・・領収書、控除証明書
- ・医療費控除・・・医療費控除の明細書(※必ず事前に明細書に記載してください。)、健康保険組合等の発行する「医療費のお知らせ」(セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、別途お尋ねください。)
- ・生命保険料、地震保険料控除・・・保険会社等の控除証明書
- ・障害者控除・・・障害の種類及び等級の分かる各種手帳や障害者控除対象者認定証など

(4) 本人確認書類(マイナンバーカード、もしくはマイナンバーを確認できる書類及び身元確認ができる書類)

4 お問い合わせ先

あま市役所 税務課 市民税係 TEL 052-444-0509(直通)

申告会場へお越しの方へ

当会場は予約制となりますので、あま市公式ウェブサイトから予約をしていただくようお願いいたします。※電話での予約は致しませんのでご了承ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

控除項目	内 容	計 算 方 法																																		
⑬社会保険料	社会保険料（後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料など）	支払った金額（支払い金額がわかるものを持参ください。国民年金の場合は、日本年金機構からの証明を持参ください。）																																		
⑭小規模企業共済等	第一種小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金など	支払った金額																																		
⑮生命保険料	対象：一般の生命保険料、介護医療保険料及び一定の要件にあってはまる個人年金保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料)</th> <th colspan="2">新制度適用契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料)</th> </tr> <tr> <th>年間の支払い保険料</th> <th>控除金額</th> <th>年間の支払い保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+ 7,500円</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般の生命保険料控除額+個人年金保険料控除額の上限 70,000円</p> <p>～ 生命保険料控除額の計算方法 ～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額</th> <th>介護医療保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記左表により算出してください</td> <td>新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記右表により算出してください</td> </tr> <tr> <td>② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高35,000円） 上記左表により算出してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ①+②の合計額（最高28,000円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②と③のいずれか大きい金額が控除額となります</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市県民税の場合、旧制度適用契約の年間支払保険料の合計が42,000円を超える場合は③より②が大きくなります</p> <p>一般の生命保険料控除額+介護医療保険料控除額+個人年金保険料控除額を合計し、全体の控除額とします。ただし、限度額は70,000円</p>	旧制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料)		新制度適用契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料)		年間の支払い保険料	控除金額	年間の支払い保険料	控除金額	15,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円	一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額	介護医療保険料控除額	① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記左表により算出してください	新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記右表により算出してください	② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高35,000円） 上記左表により算出してください		③ ①+②の合計額（最高28,000円）		②と③のいずれか大きい金額が控除額となります	
旧制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料)		新制度適用契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料)																																		
年間の支払い保険料	控除金額	年間の支払い保険料	控除金額																																	
15,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額																																	
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円																																	
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																	
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円																																	
一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額	介護医療保険料控除額																																			
① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記左表により算出してください	新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高28,000円） 上記右表により算出してください																																			
② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高35,000円） 上記左表により算出してください																																				
③ ①+②の合計額（最高28,000円）																																				
②と③のいずれか大きい金額が控除額となります																																				
⑯地震保険料	対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控 除 内 容</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地震保険料契約に関する保険料の1/2</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険 (平成18年12月31日 までの契約締結分)</td> <td>支払保険料</td> <td rowspan="3">10,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合 地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一つの契約の中に地震保険部分と旧長期損害保険部分がある場合は、選択によりいずれか一方の契約区分に該当するものとして地震保険料控除の控除額を計算します。</p>	控 除 内 容		控除限度額	地震保険料契約に関する保険料の1/2		25,000円	旧長期損害保険 (平成18年12月31日 までの契約締結分)	支払保険料	10,000円	5,000円以下	5,001円～15,000円	15,001円以上	支払保険料×1/2+2,500円	地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合 地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計		25,000円																		
控 除 内 容		控除限度額																																		
地震保険料契約に関する保険料の1/2		25,000円																																		
旧長期損害保険 (平成18年12月31日 までの契約締結分)	支払保険料	10,000円																																		
	5,000円以下																																			
	5,001円～15,000円																																			
15,001円以上	支払保険料×1/2+2,500円																																			
地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合 地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計		25,000円																																		

該当する項目を記入してください。

控除項目	内 容	控 除 金 額
⑰寡 婦	①夫と離婚した後、再婚しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後、再婚しておらず、合計所得金額が500万円以下の人	26万円
⑱ひとり親	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の単身者	30万円
⑲勤労学生	学生で、合計所得金額が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の人	26万円
⑳障 害 者	障害者手帳などに記載されている「種類」と「級」を記入	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円

氏名、生年月日、同居(別居)、続柄、個人番号を記入してください。

控除項目	内 容	控 除 金 額	
㉑配 偶 者 ㉒配偶者特別	生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が3ページの表の範囲内の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者である場合（内縁、専従者は除く。）	3 ページに記載しています。	
㉓扶 養	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下である場合（専従者は除く。） *特定（平成13年1月2日～平成17年1月1日生） *老人（昭和29年1月1日以前に生まれた人） *年少（平成20年1月2日以降に生まれた人）	年少扶養 ※ 0円	老人扶養 38万円
		一般扶養 33万円	同居老親等 45万円
		特定扶養 45万円	

※年少扶養親族の扶養控除はありませんが、必ず氏名、生年月日、個人番号等を記載してください。

控除項目	内 容	控 除 金 額
㉔雑 損	災害、盗難、横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合	(損失額－保険金等で補てんされた金額)－総所得金額等の合計額の10%と(災害関連支出－5万円)のいずれか多い方の金額
㉕医 療 費	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 (明細書添付)	(支払った医療費の合計額－保険金等の補てん額)－(所得の合計の5%か10万円のいずれか少ない方の金額) 最高200万円
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）健康保持増進及び疾病予防への「一定の取り組み」を行っている方が対象（医療費控除との選択適用）	(支払った特定一般用医薬品購入費の合計額－保険金等の補てん額)－1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）

◎申告書の書き方

※網掛けされている項目は個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

令和 年度 市 民 税 申 告 書

職員用 面談分 所得税還付 不要の申出

整理番号

業種又は職業

電話番号

あま市長殿 現住所 1月1日現在の住所 フリガナ

提出年月日 年 月 日 氏名 個人番号

生年 大・昭 世帯主の氏名 続柄 添付書類 有 無

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	円
⑬社会保険料控除		
合計		
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	円
	旧生命保険料の計	円
⑯地震保険料控除	新個人年金保険料の計	円
	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計	円
	地震保険料の計	円
	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、死別・生死不明、ひとり親控除、離婚、未婚遺児	控 除 程 度	級 度
⑳ 障害者控除	控 除 程 度	級 度
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄	円
㉓ 扶養控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄	円
㉔ 雑損控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄	円
㉕ 医療費控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄	円

⑬社会保険料控除

⑮生命保険料控除

⑯地震保険料控除

⑰～⑲ 寡婦控除、死別・生死不明、ひとり親控除、離婚、未婚遺児

⑳ 障害者控除

㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者

㉓ 扶養控除

㉔ 雑損控除

㉕ 医療費控除

⑬から㉕までの合計

雑損控除 区分

医療費控除 区分

合計

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年 4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収）
自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

控除項目	合計所得金額	控 除 額
㉔基礎控除	～2,400万円	43万円
	2,400万円超～2,450万円	29万円
	2,450万円超～2,500万円	15万円
	2,500万円超～	0円

1 収入金額等

2 所得金額 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までのもの)

所得の種類	内 容	備 考
①営業等	商・工業や自由業などの自営業	申告書裏面7に記入してください。
②農 業	農産物の生産、家畜の飼育など	申告書裏面7に記入してください。
③不 動 産	地代・家賃など	申告書裏面7に記入してください。
④利 子	預貯金の利子など	20.315%の源泉徴収がされているものは申告不要
⑤配 当	株式や出資の配当	
⑥給 与	給与、賃金、賞与など	

給与収入欄に記入してください。
源泉徴収票がない人は、裏面「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。
給与所得額＝給与収入－給与所得控除額

給与等の収入金額		給与所得控除後の金額
161万9千円未満		収入金額－55万円
161万9千円以上 162万未満		106万9千円
162万円以上 162万2千円未満		107万円
162万2千円以上 162万4千円未満		107万2千円
162万4千円以上 162万8千円未満		107万4千円
162万8千円以上 180万円未満		(注) A×2.4+10万円
180万円以上 360万円未満		(注) A×2.8－8万円
360万円以上 660万円未満		(注) A×3.2－44万円
660万円以上 850万円未満		収入金額×0.9－110万円
850万円以上		収入金額－195万円

(注) Aは収入金額÷4(千円未満端数切捨)で算出した額

※所得金額調整控除
①給与等の収入金額の合計額が850万円を超える場合、次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

- 特別障害者に該当する。
 - 22歳以下の扶養親族を有する。
 - 特別障害者である同一生計配偶者を有する。
 - 特別障害者である扶養親族を有する。
- 所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額の合計額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%
- 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。
- 所得金額調整控除額＝(給与所得の金額(10万円を限度)＋公的年金等雑所得の金額(10万円を限度))－10万円

⑦公的年金等
国民年金、厚生年金等
年金収入欄に記入してください。
公的年金等に係る雑所得＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

受給者の区分	収入金額 (B)	年金所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る 合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超～
年齢65歳以上の方 (昭和34年1月1日 以前出生)	0円～3,299,999円	B－110万円	B－100万円	B－90万円
	3,300,000円～4,099,999円	B×0.75－27.5万円	B×0.75－17.5万円	B×0.75－7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－68.5万円	B×0.85－58.5万円	B×0.85－48.5万円
年齢65歳未満の方 (昭和34年1月2日 以降出生)	0円～1,299,999円	B－60万円	B－50万円	B－40万円
	1,300,000円～4,099,999円	B×0.75－27.5万円	B×0.75－17.5万円	B×0.75－7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85－68.5万円	B×0.85－58.5万円	B×0.85－48.5万円
7,700,000円～9,999,999円	B×0.95－145.5万円	B×0.95－135.5万円	B×0.95－125.5万円	
	10,000,000円～	B－195.5万円	B－185.5万円	B－175.5万円
		B－195.5万円	B－185.5万円	B－175.5万円

⑧業務
副業に係る収入のうち、原稿料など営利を目的とした継続的なもの

⑨その他
生命保険契約に基づく年金

⑩総合譲渡	車両、機械、営業権など不動産以外の資産の譲渡	保有期間が5年以下…短期 5年超…長期	特別控除 50万円
⑩一時 分離	生命保険金、賞金、懸賞金など	特別控除 50万円	
	分譲譲渡、株式、山林など	詳細は市民税担当にお尋ねください。	

※配偶者の合計所得金額を記入してください。

※申告者と生計を一にする配偶者が、前年の合計所得金額が48万円以下で、申告者の前年の合計所得金額が1,000万円超の方は、□に☑を入れてください。

○同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者をいう。

○控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいう。

申告者の合計所得金額			
⑫配偶者控除金額(配偶者の合計所得金額48万円以下)	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
控除対象配偶者 老人控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前生)	33万円	22万円	11万円
	38万円	26万円	13万円

㉔配偶者特別控除金額

配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円